

新型インフルエンザが流行しています 手洗いを行い、「咳エチケット」を守りましょう

- ワクチン接種について(12月16日現在)
- ◇妊婦、基礎疾患を有する人、1歳～小学校6年生に相当する年齢の人、1歳未満の小児などの保護者への接種はすでに始まっています
 - ◇ほかの優先接種対象者は次のとおりです
 - 中学生に相当する年齢の人
接種開始日 1月5日(予約開始日12月22日)
 - 高校生に相当する年齢の人
接種開始日 1月19日(予約開始日1月8日)
 - 65歳以上の高齢者
接種開始時期 2月中旬(予定)

ワクチン接種の補助制度について
優先接種対象者のうち、生活保護世帯が市民税非課税世帯の人には補助制度があります。
◇接種当日には必ず次の書類などを持参してください(持参しないときは、料金の支払いが必要です)
◇必要なもの 印鑑(スタンプ式印鑑は不可)、生活保護世帯が市民税非課税世帯であることを証明する書類(生活保護受給者証、市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書など)
◇補助対象者のうち、補助を受けずに接種料金を支払った人は、保健所・保健センターへご相談ください

【新型インフルエンザ相談センター
258-2321(FAX258-2392)】

市民相談 (相談は無料です)

- 市政相談 (市政に関する要望・意見など)
市民相談センター216-1205、各支所
- 一般相談 (多重債務、相続、離婚など)
市民相談センターと各支所(東桜島を除く)
8時30分～17時15分(市民相談センターのみ市民相談員対応9時～12時、13時～16時)
- 法律相談 (予約制)
市民相談センターと谷山支所 事前に面談による一般相談を受けて、法律相談が必要な人が対象
- 交通事故相談 ●雇用相談 市民相談センター
9時～12時、13時～15時45分
- 各種相談 (13時～16時。◎は10時～15時)

| 月 | 日 | 曜 | 相談名 | 場所 |
|---|----|---|-------------------|--------------------------|
| 1 | 13 | 水 | 花と緑 税務・登記 | 市民相談センター 谷山支所 |
| | 14 | 木 | 税務・登記 人権 | 市民相談センター 吉野支所 |
| | 15 | 金 | 人権 | 伊敷支所 |
| | 20 | 水 | 不動産 | 市民相談センター |
| | 21 | 木 | 建築 人権 税務・登記 | 市民相談センター 谷山支所 伊敷支所 |
| 2 | 1 | 月 | 人権◎ | 郡山支所 |
| | 3 | 水 | 行政関係申請手続き | 市民相談センター |
| | 4 | 木 | 人権 | 市民相談センター |

【サンサンコールかごしま 099-808-3333】

市税の申告・納付・手続き

- 給与支払報告書の提出は2月1日(月)まで
昨年中に1人分でも給料や賃金などを支払った事業所は、給与支払報告書を提出してください。
◇対象 昨年中に給料や賃金などの支払いを受け、今月1日現在、市内に住んでいる人(パート・アルバイト・中途退職者を含む)
【市民税課 216-1176、各支所税務課(係)】
- 償却資産の申告は2月1日(月)まで
◇事業を行っている個人・法人で、今月1日現在、市内に償却資産(構築物、機械・装置、船舶、車両・運搬具、工具、器具、備品など土地・家屋以外の事業用資産)を持っている人は、必ず期限までに申告してください
◇詳しくは資産税課216-1187、谷山支所税務課269-8423へ
- 単車・軽自動車の廃車届や名義変更
◇軽自動車税は、毎年4月1日現在の単車・軽自動車の所有者に課税されます
◇次のようなとき、廃車届などの手続きをしないと、いつまでも持ち主に税金がかかります
①使用不能の単車・軽自動車をそのままにしている
②ナンバープレートを付けたまま廃棄処分した
③譲渡したが名義変更していない
④盗難にあった

| 区分 | 手続き場所 | 必要なもの |
|----------------------------|---|---|
| 原動機付自転車 ミニカー 小型特殊自動車 | 市民税課216-1172、各支所税務課(係) | ①印鑑、②ナンバープレート ※名義変更は①②と新所有者の印鑑、譲渡証明書も必要 |
| 軽二輪、軽三輪 軽四輪、自動二輪 | 手続き場所、必要なものがそれぞれ異なります。詳しくは市民税課216-1172、各支所税務課(係)へ | |

- ◇原則として無償 ※市から協力金を要請することもあります
- ◇対象 市内の事業所(NPO、ボランティア団体を含む)
※法人格の有無、本店・支店・営業所などの形態を問いません。個人商店は対象ですが、個人は対象外です
- ◇原則として自主的に活動をしていただきますが、市から協力を要請することもあります ※市から協力金を要請することもあります
- ◇対象 市内に住み、市の水道が公共下水道を利用している20歳以上の(2回以上経験した人を除く) ※託児あり
- ◇任期 4月1日から1年間
- ◇人員 30人を超えたら抽選
- ◇申し込み 電話かほかのアクセス、Eメールで住所、氏名、年齢、性別、電話番号を3名1組で提出してください
- ◇内容 水道・公共下水道に関する意見交換会や施設見学会への参加、レポート提出など
- ◇対象 市内に住み、市の水道が公共下水道を利用している20歳以上の(2回以上経験した人を除く) ※託児あり
- ◇意見の提出方法 郵送かファックス、Eメールで住所、氏名、電話番号を添えて1月4日～2月3日(消印有効)に〒892-8677 山下町11-1 行政管理課216-1132 FAX224-8900、Eメール gyokan04@city.kagoshima.lg.jp <

- 確定申告関係書類の事前送付
◇自宅や税務署の会場などのパソコンから「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で平成20年分の申告をした人や、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用して申告した人には、確定申告書関係書類は送付されません
◇確定申告関係書類は国税庁ホームページから出力できます。今月下旬からは税務署と市民税課・各支所税務課にも備え付けます
◇詳しくは鹿児島島税務署255-8111(自動音声案内)へ
- ◇原則として申告は不要
※年末調整や確定申告による手続が完了した人
◇申告分離課税を選択したときは配当控除は受けられません
◇申告したときは合計所得金額に計上されます

募集
安心事業所
安協力事業所



本市では、市と事業者が協力・連携して安心安全なまちづくりを推進するために、安心安全協力事業所を募集します。

【協力内容】
【災害】土砂除去のための資機材の提供、技術者の派遣、救済物資の配布など
【防犯・事故防止】職場周辺の防犯パトロール、業務中に発見した道路陥没などの市などへの連絡など

募集
水道モニター



水道・公共下水道に関する意見交換会や施設見学会への参加、レポート提出など

◇対象 市内に住み、市の水道が公共下水道を利用している20歳以上の(2回以上経験した人を除く) ※託児あり

◇任期 4月1日から1年間

◇人員 30人を超えたら抽選

◇申し込み 電話かほかのアクセス、Eメールで住所、氏名、年齢、性別、電話番号を3名1組で提出してください

◇内容 水道・公共下水道に関する意見交換会や施設見学会への参加、レポート提出など

◇対象 市内に住み、市の水道が公共下水道を利用している20歳以上の(2回以上経験した人を除く) ※託児あり

◇意見の提出方法 郵送かファックス、Eメールで住所、氏名、電話番号を添えて1月4日～2月3日(消印有効)に〒892-8677 山下町11-1 行政管理課216-1132 FAX224-8900、Eメール gyokan04@city.kagoshima.lg.jp <

募集
意見募集(パブリックコメント手続)
行政改革大綱(案)



将来を展望した行政改革を一層推進していくための指針となる新たな行政改革大綱を策定します。ご意見をお寄せください。

◇大綱案の公表場所 行政管理局、市政情報コーナー、各支所、市ホームページなど

◇希望者には郵送します

◇意見の提出方法 郵送かファックス、Eメールで住所、氏名、電話番号を添えて1月4日～2月3日(消印有効)に〒892-8677 山下町11-1 行政管理課216-1132 FAX224-8900、Eメール gyokan04@city.kagoshima.lg.jp <

平成22年度から実施される
住民税の税制改正の主な内容

【市民税課224-1111(代表)】

■住民税からの住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が創設されました
これまでの税源移譲に伴う住宅借入金等特別控除も新制度に一本化されました。

◇対象 「平成11年～18年まで」「平成21年～25年まで」に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている人で、所得税から住宅ローン控除額を控除しきれなかった人

◇原則として申告は不要
※年末調整や確定申告による手続が完了した人

◇申告分離課税を選択したときは配当控除は受けられません
◇申告したときは合計所得金額に計上されます

■上場株式等に係る配当所得と譲渡損失の損益通算が可能に
平成21年1月1日から上場株式などの配当金に係る配当所得は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できるようになりました。

◇損益通算を受けるためには、平成21年分は必ず確定申告が必要です

◇申告分離課税を選択したときは配当控除は受けられません
◇申告したときは合計所得金額に計上されます

所得税や市・県民税の社会保険料控除の対象になります

- 詳しくは市ホームページをご覧ください。各担当課へ。
- 国民健康保険税【国民健康保険課 216-1230】
◇平成21年分の納付済額を記載した「納付済額のお知らせ」を今月下旬に郵送します
- 国民年金保険料【控除証明書専用 0570-070-117】
◇日本年金機構(社会保険庁)から郵送された控除証明書が領収書が必要 ※昨年10月～12月に初めて納付した人の控除証明書は来月上旬に郵送
- 介護保険料【介護保険課 216-1277～1280】
◇特別徴収(年金からのお支払い)で納めている人には、平成21年分の「公的年金等の源泉徴収票」が年金保険者から今月下旬に郵送され、口座振替で納めている人には「口座振替・自動払込済のお知らせ」を今月中旬に郵送します
◇介護保険サービスの自己負担額やおむつ代は、医療費控除の対象になる場合があります
- 後期高齢者医療保険料【高齢者福祉課 216-1268】
◇特別徴収(年金からのお支払い)で納めている人には、平成21年分の「公的年金等の源泉徴収票」が年金保険者から今月下旬に郵送されます
◇口座振替で納めている人には、「口座振替・自動払込済のお知らせ」を今月下旬に郵送します ※本人以外の名義の口座から振り替えているときは、その名義人に社会保険料控除が適用されます
- ※紛失などで書類がないときは、介護保険課や高齢者福祉課、各支所窓口で納付確認書を発行します



確定申告
市・県民税申告